

障第1534号
令和5年2月20日

障がい福祉関係団体の長 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県福祉友愛プール・岐阜県福祉友愛アリーナにおける
新型コロナウイルス感染症対策に係る利用制限の廃止について

標記施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年6月1日から感染防止対策及び一部利用制限を実施した上での運営としておりました。この度、令和5年2月6日付け「コロナ社会を生き抜く行動指針」（岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）の改訂に基づき、一部の利用制限について、令和5年3月1日から下記のとおり廃止することとしましたので、通知します。皆さまには大変ご不便をおかけいたしました。引き続き当施設のご利用をお願いいたします。

記

1 制限を廃止する日
令和5年3月1日から

2 廃止する利用制限

項目	廃止する内容
利用時間の制限	クール制を廃止し、従前の開館時間どおりの営業となります。 10～4月： 午前10時～午後9時 5～9月： 午前9時～午後9時
利用人数の制限	各クールの利用人数の上限を廃止し、従前までの利用方法となります。
利用予約制	福祉友愛プールの個人利用に係る事前予約制を廃止し、従前の利用方法となります。 ※福祉友愛アリーナは従来通りすべて予約制です。

3 継続して実施する感染症対策

項目	感染症対策の内容
基本的な感染症対策	消毒（手指、館内設備）、定期的な換気は引き続き実施します。
入館時チェック	入館時の手指消毒及び検温に引き続きご協力願います。 ※利用者ご自身で健康状況をご確認の上、施設をご利用ください。
マスク着用の推奨	マスクの着用が推奨される場面（更衣室等）では、引き続きマスク着用にご協力願います。

※その他感染症対策は、感染拡大状況に応じて変更することがあります。ご了承ください。

4 各施設の利用について

- 運営方法の変更の詳細等につきましては、各施設ホームページをご覧ください。

岐阜県福祉友愛プール : <https://gpsa.jp/pool/>

岐阜県福祉友愛アリーナ : <https://gpsa.jp/arena/>

岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係			
担当係長	伊藤	担当	小西
電話番号	058-272-1111 (内線 3495)		
電子メール	c11226@pref.gifu.lg.jp		